

平成 28 年 7 月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V28年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V27年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P54 エ	エ 平成 <u>27</u> 年度の改定率の改定 全文	エ 平成 <u>28</u> 年度の改定率の改定 平成 28 年度の改定の基礎となる物価変動率は 0.8% (1.008)、名目手取り賃金変動率は ▲0.2% (0.998) となった。また、調整率は ▲0.7% (0.993) となった。 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動および調整率が 1 を下回る場合における改定率の改定については、新規裁定者・既裁定者のいずれも、改定の基準を「1」とすることが法律の例外規定で定められているが、平成 28 年度は、この要件に該当し、新規裁定者・既裁定者ともに、改定率が「0.999」とされた。 調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率」であるが、上記により、平成 28 年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドは行われぬ。
P73 下から 6 行目	<u>1,435,000</u> 円以上	<u>1,415,000</u> 円以上
P80、P81 問 1 問題・解説	平成 <u>27</u> 年度	平成 <u>28</u> 年度
P83 下から 6 行目	…追納できない	…追納できない（ <u>特定付加保険料・特例付加保険料に係るものは除く</u> ）

・P83 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種 類	額（平成 29 年）	額（平成 28 年）
月額保険料	16,490 円（16,900 円×0.976）	16,260 円（16,600 円×0.976）
付加保険料	400 円	

・P84 ⑤ 徴収法の図表を差し替えてください。

種 類	率 等	
雇用保険率 ※1 （平成 28 年度）	一 般	11/1,000
	農林水産・清酒製造	13/1,000
	建 設	14/1,000

※1 負担割合

	二事業（事業主負担）	事業主	被保険者
一般の事業	3/1,000	4/1,000	4/1,000
特掲事業	3/1,000	5/1,000	5/1,000
建設の事業	4/1,000	5/1,000	5/1,000

社労士V28年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表

	訂正前	訂正後
P 86 ◆（別表）厚年法 表下に追加		適用事業所に使用される高齢任意 加入被保険者で事業主の同意があ る者※ ※第 2 号厚生年金被保険者又は第 3 号厚生年金被保険者である者を 除く。
P 88 下から 3～5 行目	後納制度とは、 <u>過去 10 年以内</u> <u>の保険料未納期間について、</u> <u>平成 24 年 10 月 1 日から平成</u> <u>27 年 9 月 30 日までの間に限</u> <u>り、保険料を納めることがで</u> <u>きる制度である。また、新た</u> <u>な後納制度も創設され、過去 5</u> <u>年以内の・・・</u>	下線部削除
P 90 記憶ポイントの上	平成 <u>27</u> 年中について	平成 <u>28</u> 年中について
P 108～109 問 2、問 6 問題・解答・解説		削除

P108 問3	当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。	当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。
---------	--	---

・P110 全体

① 労災法

事 項	一次審査	二次審査
保険給付に関する決定	労働者災害補償保険審査官	労働保険審査会

② 雇用法

事 項	一次審査	二次審査
被保険者資格の確認、失業等給付、不正受給に関する返還命令	雇用保険審査官	労働保険審査会

図、 ③ 徴収法は削除

・P111

図は削除

社労士V28年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P132 問2	原則として、1食につき <u>260</u> 円とされているが、	所得が一般の者については、平成 <u>28</u> 年4月1日から1食につき <u>360</u> 円とされているが、

・P132 2. 入院時食事療養費における食事療養標準負担額の図表を差し替えてください。

対象者		食事療養標準負担額	
		旧	新
一般所得	下記のいずれにも該当しない者	1食260円	1食360円 (平成30年4月1日からは1食460円)
	小児慢性特定疾病児童等* ¹ 又は指定難病患者* ²		1食260円
低所得	低所得Ⅱ	入院日数90日以下	1食210円
		入院日数90日超え	1食160円
	低所得Ⅰ		1食100円

*1 児童福祉法19条の2第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。

*2 難病の患者に対する医療等に関する法律5条1項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者をいう。

社労士V28年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P133 記憶ポイントの上	…食事療養標準負担額と同額となる。	…食事療養標準負担額と同額(指定難病患者の食費は1食につき260円)となる。

・P136 ① 70歳未満の食事療養標準負担額の図表を差し替えてください。

一般	下記のいずれにも該当しない者	360円
	小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者	260円
減額対象者	直近1年間の入院日数が90日以下	210円
	直近1年間の入院日数が90日を超えた場合	160円

② 70歳以上の食事療養標準負担額の図表を差し替えてください。

一般	下記のいずれにも該当しない者	360円
	指定難病患者	260円
減額対象者	低所得者①	210円
	低所得者①であって直近1年間の入院日数が90日を超えた場合	160円
	低所得者②(世帯員全員の者の所得が一定基準未満)	100円

社労士V28年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P137 記憶ポイントの上 に追加		※入院医療の必要性の高い患者については、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額と同額（指定難病患者の食費は1食につき <u>260円</u> ）となる。
P192 問2	この所在が1年以上不明	子の所在が1年以上不明
P241 脱退一時金の額差し替え	「基準月」が平成 <u>27</u> 年度にある場合) <u>46,770円</u> <u>93,540円</u> <u>140,310円</u> <u>187,080円</u> <u>233,850円</u> <u>280,620円</u>	「基準月」が平成 <u>28</u> 年度にある場合) <u>48,780円</u> <u>97,560円</u> <u>146,340円</u> <u>195,120円</u> <u>243,900円</u> <u>292,680円</u>
P248 支給額	(常時介護) <u>104,570円</u> <u>56,790円</u> (随時介護) <u>52,290円</u> <u>28,400円</u>	(常時介護) <u>104,950円</u> <u>57,030円</u> (随時介護) <u>52,480円</u> <u>28,520円</u>
P273 高年齢求職者給付金の受給資格	一般被保険者の受給資格と同じ	離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して <u>6箇月以上</u>
P273 特例一時金の受給資格	被保険者期間の計算方法を除き、一般被保険者の受給資格と同じ	離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して <u>6箇月以上</u>
P287 高年齢雇用継続基本給付金の申請 ※3	…添えて、支給対象月の初日から	…添えて、 <u>事業主を経由して</u> 、支給対象月の初日から
P287 高年齢再就職給付金の申請 ※3	…再就職後の支給対象月	… <u>事業主を経由して</u> 、再就職後の支給対象月
P287 表内（申請）	② <u>事業主の代理による申請…申請をすることができる。</u>	② 全て削除

P287 表下に追加		<u>※3 やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。</u>
P288 支給要件	④ 休業開始時賃金日額に <u>30</u> を乗じて	④ 休業開始時賃金日額に <u>支給日数</u> を乗じて

・P289 ② 手続等の図表を差し替えてください。

申請手続
<p>被保険者の初めての申請（則 101 条の 13）</p> <p>「育児休業給付金受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」に「休業開始時賃金証明票」等を添えて、支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに、<u>事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。</u></p>

社労士V28年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P291 手続	「介護休業給付金支給申請書」に「休業開始時賃金証明票」を添えて、当該休業を終了した日（最後の支給単位期間末日）以後の日において雇用されている場合に、…	「介護休業給付金支給申請書」に「休業開始時賃金証明票」等を添えて、当該休業を終了した日（最後の支給単位期間末日）以後の日において雇用されている場合に、当該休業を終了した日の翌日から起算して二箇月を経過する日の属する月の末日までに、 <u>事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。</u>

P 294 傷病（補償）年金、 休業（補償）給付と障害 厚生年金の調整率	<u>0.86</u>	<u>0.88</u>
P 335① 7 ◆事業主変更 の届出	5日以内（ <u>前事業主と新事業主 が連署で</u> ）	5日以内（ <u>変更後の事業主</u> ）